（労役場留置者）

第九十六条　労役場に留置されている者（以下「労役場留置者」という。）の作業を行わない日は、次に掲げる日とする。

一　第十九条第二項各号に掲げる日

二　労役場留置者がその配偶者又は二親等内の血族が死亡したことを知り、服喪を希望する場合において、その日から一週間以内の労役場が附置された刑事施設の長が指定する日

2　前項の規定にかかわらず、製造作業に係る製品の納期限その他の事情から必要があるときは、同項第一号に掲げる日を作業を行う日と定めることができる。この場合において、その日に六時間以上作業を行うときは、その作業を行う労役場留置者には、できる限り、その日から一月以内の同項各号に掲げる日以外の日を作業を行わない日と定めるものとする。

3　連日作業を行う労役場留置者については、第一項各号に掲げる日の日数及び一日の作業時間を考慮し、作業を行わない日を定めるものとする。

4　労役場留置者については、法第二百八十八条第三項において準用する法第六十四条に規定する法務省令で定める措置として作業を行わせないことができるものとする。

5　前各項に定めるもののほか、労役場留置者については、その性質に反しない限り、この規則中の受刑者に関する規定を準用する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（労役場留置者）

第九十六条　労役場に留置されている者については、その性質に反しない限り、この規則中の懲役受刑者に関する規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（懲役受刑者の法第六十四条に規定する法務省令で定める措置に関する経過措置）

第二条　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号。以下「整理法」という。）第四百五十九条に規定する懲役受刑者（以下単に「懲役受刑者」という。）については、この省令による改正後の刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（以下「新規則」という。）第三十一条の規定は適用せず、この省令による改正前の刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（以下「旧規則」という。）第三十一条の規定は、なおその効力を有する。

（懲役受刑者の作業を行わない日に関する経過措置）

第三条　懲役受刑者の作業については、新規則第四十六条の規定は適用しない。

2　懲役受刑者の作業（連日作業（炊事、食事の配給又は畜産に関する作業その他その性質上連日行うことが必要な作業をいう。第四項において同じ。）を除く。第二号及び次項において同じ。）を行わない日は、次に掲げる日とする。

一　新規則第十九条第二項各号に掲げる日

二　刑事施設の長が、一月につき四日の範囲内で、矯正処遇等のうち専ら作業以外のものを行う日として定める日

三　懲役受刑者がその配偶者又は二親等内の血族が死亡したことを知り、服喪を希望する場合において、その日から一週間以内の刑事施設の長が指定する日

3　前項の規定にかかわらず、製造作業に係る製品の納期限その他の事情から必要があるときは、同項第一号及び第二号に掲げる日を作業を行う日と定めることができる。この場合において、その日に六時間以上作業を行うときは、その作業を行う懲役受刑者には、できる限り、その日から一月以内の同項に規定する日以外の日を作業を行わない日と定めるものとする。

4　連日作業を行う懲役受刑者については、第二項に規定する日の日数及び一日の作業時間を考慮し、作業を行わない日を定めるものとする。

（禁錮受刑者等の作業に関する経過措置）

第四条　整理法第四百五十九条に規定する禁錮受刑者及び旧拘留受刑者については、旧規則第五十六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「禁錮受刑者又は拘留受刑者」とあるのは「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号。以下「整理法」という。）第四百五十九条に規定する禁錮受刑者又は旧拘留受刑者」と、同条第一項及び第二項中「法第九十三条」とあるのは「整理法第四百六十一条の規定によりなおその効力を有することとされる刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第五条の規定による改正前の法第九十三条」とする。